

金融商品に関する勧誘方針

当行は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第10条（勧誘方針の策定等）に則り、次の5項目を勧誘方針と定め、法令・諸規則等を遵守し、金融商品の適正な勧誘を行います。

1. お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な商品の勧誘を行います。
2. お客様ご自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、商品内容やリスク内容などの重要事項について、十分にご理解をいただくよう努めます。
3. 誠実かつ公正な勧誘に努め、虚偽の事実を告げることや、不確実な事項について断定的な判断を提供したり、確実であると誤認させるおそれのあることを告げるような勧誘は行いません。
4. お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などでの訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対して適切な勧誘が行われるよう、行内ルールを整備するとともに、研修体制の充実に努めます。